

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定」に係る統合条文

この文書は、日本国によって2017年6月7日に、及びマレーシアによって2018年1月24日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S 防止措置実施条約」という。）によって修正される、2010年2月10日に署名された議定書によって改正された1999年2月19日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（以下「協定」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日に、及びマレーシアによって2021年2月18日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、協定に対するB E P S 防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。協定及びB E P S 防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

協定の規定について適用されるB E P S 防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、協定の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S 防止措置実施条約において用いられる語句が協定において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S 防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「協定」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S 防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号又は文言に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S 防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

協定の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S 防止措置実施条約の規定によって修正される協定の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

B E P S 防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

B E P S 防止措置実施条約は、日本国について 2019 年 1 月 1 日に、及びマレーシアについて 2021 年 6 月 1 日に効力を生じ、次のとおり適用される。

B E P S 防止措置実施条約の規定は、協定の各締約国において、次のものについて適用される。

- (a) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2022 年 1 月 1 日以後に生ずる課税事象
- (b) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2021 年 12 月 1 日以後に開始する課税期間に関して課される租税

この文書に含まれる協定及び改正議定書の条文が統合された部分の適用は、改正議定書に規定される適用開始に関する規定に従うことに留意する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための 日本国政府とマレーシア政府との間の協定

日本国政府及びマレーシア政府は、
~~所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための
協定を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第六条 1 に規定する段落は、「所得に
対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定
を締結することを希望して、」に言及する協定の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

協定の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は
租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために
協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約
漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、
二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第三条 1 （同条 3 の規定による修正の
後のもの）の規定は、協定について適用される。

第三条 課税上存在しない団体

1 協定の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全
面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若
しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得
される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者
の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の
所得とみなす。この 1 の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当

該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二条

1 この協定は、次の租税について適用する。

(a) マレーシアにおいては、

- (i) 所得税
 - (ii) 石油所得税
- (以下「マレーシアの租税」という。)

(b) 日本国においては、

- (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「マレーシア」とは、マレーシア連邦の領域、マレーシアの領水並びに当該領水の海底及びその下をいい、マレーシアの領水の限界を超える区域（海底及びその下を含む。）であって、マレーシアが天然資源（生物資源であるかないかを問わない。）の探査及び開発のための主権的権利を有する区域として、マレーシアの法令により、かつ、国際法に従い、指定したもの又は今後指定することのあるものを含む。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国 の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国 の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国

又はマレーシアをいう。

- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はマレーシアの租税をいう。
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体で租税に関し課税単位として取り扱われるものを含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (i) 「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) マレーシアについては、マレーシアの市民権を有するすべての個人及びマレーシアにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体
 - (ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体
- (j) 「権限のある当局」とは、
 - (i) マレーシアについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
 - (ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

- 2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国の適用される税法における当該用語の意義は、当該一方の締約国との他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

- 1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国におい

て課税を受けるべきものとされる者をいう。

- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。
 - (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある国）の居住者とみなす。
 - (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
 - (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。
 - (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。
- 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

- 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動については、六箇月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」を構成するものとする。
- ~~4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。~~

- (a) ~~企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。~~
- (b) ~~企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。~~
- (c) ~~企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。~~
- (d) ~~企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~
- (e) ~~企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。~~
- (f) ~~(a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。~~

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十三条2の規定は、協定第五条4の規定に代わる。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人为的な回避

2 協定第五条の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

- (a) (i) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
(ii) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
(iii) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
(iv) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (c) (a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十三条4の規定は、協定について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人为的な回避

4 協定第五条4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

- (a) 協定第五条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。
- (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

5 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

- (a) ~~当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。~~
- (b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、物品又は商品の在庫を恒常的に保有し、かつ、当該在庫から当該企業に代わって物品又は商品を反復して引き渡すこと。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十二条1の規定は、協定第五条5

(a) の規定に代わる。

第十二条 間屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

- 1 協定第五条の規定にかかわらず、B E P S 防止措置実施条約第十二条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当該一方の締約国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われたとしても、協定第五条の規定に規定する恒久的施設の定義に基づいて、当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合は、この限りでない。
 - (a) 当該企業の名において締結される契約
 - (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
 - (c) 当該企業による役務の提供のための契約

~~6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、間屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。~~

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十二条2の規定は、協定第五条6の規定に代わる。

第十二条 間屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

- 2 B E P S 防止措置実施条約第十二条1の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって

行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。

- 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第十五条1の規定は、協定について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

- 1 協定第五条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。
- 2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定のある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定している

かいないかを問わない。) を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同

一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

- 1 一方の締約国的企业が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。
- 2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国的企业は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、マレーシアの企業である場合には日本国における事業税を、日本国的企业である場合には日本国における事業税に類似する税でマレーシアにおいて今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

- 1 (a) 一方の締約国的企业が他方の締約国的企业の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
(b) 同一の者が一方の締約国的企业及び他方の締約国的企业の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
- 2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国的企业の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国的企业の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国的企业の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一

方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

- 3 1の規定にかかわらず、締約国は、1にいう条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1にいう状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。
 - (a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント
 - (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 3 マレーシアが法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対して租税を課さないこととしている限り、マレーシアの居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当については、2の規定にかかわらず、マレーシアにおいて当該法人の利得又は所得に対する租税以外の租税を免除する。ただし、マレーシアが当該法人の利得又は所得に対する租税以外に配当に対して租税を課することとする場合には、2の規定による。
- 4 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基団となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該

固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

- 6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一條

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の政府、他方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体、他方の締約国の中央銀行又は他方の締約国の政府が全面的に所有する金融機関が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。
- 4 3の規定の適用上、「政府が全面的に所有する金融機関」とは、次のものをいう。
- (a) マレーシアについては、
(i) マレーシア輸出入銀行
(ii) マレーシア政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの
- (b) 日本国については、
(i) 日本輸出入銀行
(ii) 海外経済協力基金
(iii) 国際協力事業団
(iv) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が隨時合意するもの
- 5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保

の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。) から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

- 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 7 利子は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかなかいかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、

模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金（第八条で取り扱うものを除く。）をいう。

- 4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 5 1、2及び4の規定は、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。
- 6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基になった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 7 使用料又は収入の支払の基になった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課すことができる。

第十三条

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 4 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であって他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有する場合
 - (b) その者が当該暦年を通じて合計百八十三日以上の期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

- 1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) 報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が当該暦年を通じて合計百八十三日を超えないこと。
 - (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
 - (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

- 1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人によって行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において

租税を免除する。

- 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができます。

もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

第十九条

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

- (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

- 2 一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締

約国においてのみ租税を課することができる。

- 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

- 1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基団となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第二十二条

- 1 日本国において取得する所得についてマレーシアの居住者により日本国との法令に基づきかつこの協定に従って納付される日本国との租税は、マレーシア以外の国において納付される租税をマレーシアの租税から控除することに関するマレーシアの法令に従い、当該所得について納付され

るマレーシアの租税から控除する。その控除を行うに当たり、当該所得が、日本国の居住者である法人により、その議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有するマレーシアの居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、その支払われた配当に係る所得について当該法人により納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。ただし、当該控除は、当該控除が行われる前に算定されたマレーシアの租税のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

- 2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、
 - (a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従ってマレーシアにおいて租税を課される所得をマレーシアにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるマレーシアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (b) マレーシアにおいて取得される所得が、マレーシアの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるマレーシアの租税を考慮に入れるものとする。
- 3 2の規定の適用上、「納付されるマレーシアの租税」は、マレーシアの経済開発を促進するためのマレーシアの法令に基づく特別の奨励措置又はその修正若しくは追加としてマレーシアにおいてその後に導入されることがあるものに従って軽減又は免除が行われなかつたとしたならば納付されたであろうマレーシアの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国がこの3に規定する措置により与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。
- 4 3の規定は、この協定が効力を生ずる暦年の後七年目の年の十二月三十一日よりも後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、効力を失う。

第二十三条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特に居住者であるかないかに關し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることは

ない。この 1 の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。ただし、この 1 の規定は、マレーシアに対し、マレーシアの居住者でないマレーシアの国民に対してのみこの協定の署名の日にマレーシアの法令で認める租税上の人的控除、救済及び軽減をマレーシアの居住者でない日本国の国民に認めることを義務付けるものと解してはならない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この 2 の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条 1、第十二条 8 又は第十二条 7 の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

第二十四条

1 ~~いざれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いざれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条 1 の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。~~

(注) 次の B E P S 防止措置実施条約第十六条 1 の第一文の規定は、協定第二十四条 1 の第一文の規定に代わる。

第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。
- 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のこと

を行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
- 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注) 次のB E P S 防止措置実施条約第七条1の規定は、協定について適用される。

第七条 条約の濫用の防止

- 1 協定のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与える

ることが協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十七条

- 1 この協定は、その効力発生のために必要な両締約国のそれぞれの国内法上の手続が完了したことを相互に通知する公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、次のものについて適用する。
 - (a) マレーシアにおいては、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる所得
 - (ii) 所得に対するその他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌々年の一月一日以後に開始する各賦課年度の税
 - (b) 日本国においては、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- 3 千九百七十年一月三十日にクアラルンプールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定は、2の規定に従ってこの協定が適用される所得に対する租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十八条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

- (a) マレーシアにおいては、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる所得
 - (ii) 所得に対するその他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌々年の一月一日以後に開始する各賦課年度の税

- (b) 日本国においては、
- (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
野村一成

マレーシア政府のために
ムスタパ・モハメッド

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 協定第六条1に関し、農業又は林業から生ずる所得には、マレーシアにおける農場又は栽培場から生ずる所得を含むことが了解される。
- 2 協定第十九条に関し、同条の規定は、政府の活動を行う機関であってマレーシア政府が全面的に所有するものを通じてマレーシア政府によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬及び退職年金についても適用することが了解される。
- 3 協定第二十三条3に関し、非居住者に対し支払う費用の控除の適用上、同条3の規定は、その支払の際に租税を源泉徴収する義務をマレーシアが課することを妨げるものと解してはならないことが了解される。
- 3A 協定第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。
- 4 協定の適用上、「固定的施設」とは、独立の人的役務が行われる活動の中心であって固定的又は恒久的な性格を有するものをいうものと了解される。
- 5 (a) 協定に規定する租税の軽減又は免除は、一方の締約国の居住者である者（個人を除く。）が当該一方の締約国の固定的な施設を通じて実質的な活動を行っていない場合には、その者に対して適用しない。
(b) 協定に規定する租税の軽減又は免除は、協定の署名の日に施行されている千九百九十年のマレーシアのラブアン・オフショア事業活動課税特例法第二条(1)の規定若しくはこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の一般原則に影響を与えないものに基づきオフショア事業活動を行う者又はマレーシアの法令により同様の租税上の特別な取扱いを享受するその他の者で両締約国の中立するものに対しては、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十九年二月十九日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
野村一成

マレーシア政府のために
ムスタバ・モハメッド